

[事案 2022-122] 新契約無効請求

・令和5年5月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-121][事案 2022-177]の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の保険業法違反等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者の満期据置金および減額返還金を原資として、平成24年5月に契約した終身医療保険について、以下等の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)保険料は掛け捨てであることや、払込期間が終身であること等、重要事項の説明がなされていない。
- (2)自分の他社契約を引き合いに出して、「その保障は終身ではない」と誤解を招く説明をし、さらに、複数契約していても十分ではないとも解釈できる発言で不安を煽られ、他契約との比較において誤解を招く説明があった。
- (3)契約内容について、必要な検討が十分なされていれば、自分の意向と合致していないことは明らかであり、顧客の意向把握義務および情報提供義務が守られていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書の内容を一通り説明するなど、適切な説明がなされている。
- (2)設計書には、保険料の払込期間は終身であり、死亡保険金、解約返戻金がないことが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の保険業法違反等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。